

# 緊急事態宣言発令に伴う施設利用について

令和3年4月25日から5月11日まで、東京都、京都府、大阪府、兵庫県に緊急事態宣言が発令されました。

これに伴い、当施設では4月28日から5月11日の期間中、上記該当地域に利用日より2週間以内の滞在・旅行歴がある場合はご利用できません。

ご理解とご協力の程、宜しくお願い致します。